

IPCC 作業部会 III 第 8 回会合・IPCC 第 24 回全体会合 参加報告書

2005 年 10 月 12 日
角野光治・信岡洋子

- I. 日時・場所： IPCC 作業部会 III 第 8 回会合は 2005 年 9 月 22 日(木)～24 日(土)、IPCC 第 24 回全体会合は 9 月 26 日(月)～28 日(水)、ともに、カナダ・モントリオールの ICAO (International Civil Aviation Organization : 国際民間航空機関)本部で開催された。
- II. 参加者： WMO 及び/又は UNEP の加盟国からの政府代表 (COP での交渉官も多数見られた)、国際 (研究) 機関 (UNFCCC、WMO、UNEP、ICAO、EU、IIASA など)、NGO(IISD、グリーンピース、WWF)

III. 両会合の概要：

IPCC 作業部会 III 第 8 回会合では、二酸化炭素の回収と貯留に関する特別報告書 (Special Report on Carbon Dioxide Capture and Storage : SRCCS) の政策立案者向けサマリー(以下、SPM)の承認および本文の受諾であった。フランス・パリでの第 20 回会合 (2003 年 2 月)において、本特別報告書を作成することを決定して以来、4 回の執筆者会合を経てようやく完成した。会合では海洋貯留に対して推進したい国 (日本、韓国など) と反対派のヨーロッパ諸国 (特にドイツ、デンマーク、ベルギー、フランス) などとの駆け引きやポテンシャル等において引用される数値の根拠、用語の定義などについて忍耐を要する交渉が連日続き、なんとか最終日の深夜に SPM 承認及び本文の受諾に達することができた。

IPCC 第 24 回全体会合では、先の WG 3 第 8 回会合での SRCCS に関する決定の受諾、各 WG の進捗状況の報告、新排出シナリオ策定、IPCC のアウトリーチ活動、IPCC の選挙規則などが話し合われた。

SRCCS については、全会一致で受諾された。一方、多くの国から再生可能エネルギー及びエネルギー効率向上に関する特別報告書を作成すべき旨の提案があったが、パチャウリ議長が、第 4 次評価報告書 (以下、AR 4) の作成中でキャパシティが不足しており、現時点で新しい特別報告書を作成することは時期尚早とし、受け入れなかった。

アウトリーチ活動における事務局の増強と選挙規則については長年議題にのぼっており、前者はコミュニケーション担当の人員を新たに採用し、IPCC のコミュニケーション戦略を各国のフィードバックを元に策定していく、という方向性がようやく決まった。しかし後者は、事前の調整、会議中の何度にも及ぶコンタクトグループでの議論にも関わらず、候補者が国籍のある国以外から推薦された場合に関する規則について、提出案について特定の国が強固に反対し、合意に至ることができず、この条項のみ次回会合へ採択が持ち越さ

れることとなった。

新排出シナリオについては、今年 6 月にオーストリア・ラクセンブルクで開かれたワークショップでの議論をもとにした議長案（IPCC は自身でシナリオ開発をせず、推進（facilitation）と調整（coordination）を行い、具体的な IPCC の役割や新排出シナリオのタイムラインを策定するタスクグループを IPCC25 までの期間限定で設立する。）をベースに議論が行われた。議長案は概ね支持され、IPCC25 にて同タスクグループの報告が行われることとなった。

IV. IPCC 作業部会 III 第 8 回会合議事内容：

パチャウリ IPCC 議長により開会が宣言され、WGIII 共同議長の Metz（オランダ）と Davidson（シエラレオネ）が司会を引き継いだ。

最初に Davidson から、SRCCS の簡単なプレゼンテーションがあり、当該技術の仕組み（pre/post combustion や、地中貯留・海洋貯留といったオプションについての説明）についてプレゼンテーションがあった。この中で、同氏は、SPM は本文各章のサマリーを単にまとめたものではなく、政策に関連した内容を政策決定者向けに短くまとめたものである、と明確にした。また、同報告書のなかで石油価格を 1 バレル US \$ 15-20 との仮定しており、昨今の状況とは相容れないが、これは文献の不足のため変更はできないとした。プレゼンテーションの後、SPM がまずセクションごとに共同議長が紹介し、各国から寄せられたコメントを反映したか、反映しなかったか、その理由を説明した。その後行ごとに議論され、適宜修正、承認されていった。1 日目は 32 セクション中 4 セクションしか進まなかったこともあり、2 日目と 3 日目は深夜まで議論が続いた。

1. 主な議論の詳細

1-1. 緩和オプションとしての CCS

最初のセクションで、CCS は緩和オプションで「ある (is)」のか「ありうる (would be/could be)」のか。当初の提示案は“CCS would be and option in the portfolio of actions...”であった。フランス、スイス、ドイツ、ザンビア、オーストリアなどが「could be」、サウジアラビア、オーストラリア、US は、「緩和オプションである (is)」と支持した。フランスは、CCS が海洋貯留を含む限り、「CCS が緩和オプションである (is)」は受け入れられないと主張した。合意に至らず、コンタクトグループが招集され、非公式協議を経て、「This report considers CSS as an option in the portfolio of mitigation actions...」という内容で合意した。

1-2. CCS 技術の現状について

海洋貯留の手法を述べるセクションについて（セクション 8）、デンマーク、フランス、ベルギー、ドイツはここで海洋貯留に伴うリスクや、技術としてまだ研究段階（research phase）である旨明記するよう要求。共同議長は、リスクについては他のセクションで言及

するのでここでは明記しないと述べたが、それでも強く主張し、“Ocean storage and its ecological impacts are still in the research phase.”との一文を加えて合意。なお、“Ocean storage could be done in two ways”だと海洋貯留は実用化されていないと述べる前のセクションと矛盾するとオーストラリアは指摘、この文を“---potentially could be---”とpotentiallyを加えるという提案に対しベルギー、カナダは賛成したが、日本は、この表現では緩和オプションの一つとしての海洋貯留の可能性が必要以上に弱められるとして強く反対した。結局“potentially”の追加が認められた。

1-3. CO₂排出源と貯留場所について

CO₂の大規模排出源と貯留場所にかかるセクション12について、“CO₂ sources are often close (<300km) to areas that potentially hold reservoirs for geological storage.”の

「300km」を明確にするよう執筆者に求める声が多くあがった（300kmという特定の数字は本文にない）。執筆者は、この数字はあくまで参考(guidance)として考えられるべき、と述べた。同じセクションで、“Only a small proportion of large emission sources might be close to ocean storage locations.”の文に関して、日本は、海洋貯留のポテンシャルは地域ごとに大きく異なり、日本では地中貯留よりも海洋貯留の方がポテンシャルが大きいと指摘した。最終的には“Preliminary research suggests that, globally, a small proportion of large point sources is close to---“ と、“preliminary research suggests”及び“globally”が加えられて決着がついた。

1-4. CCSのポテンシャルについて

CCSのポテンシャルについて、セクション18では“Available evidence suggests that worldwide, it is likely that there is 2,000 GtCO₂ (545 GtC) of storage capacity in geological formations.”との文があり、ドイツは2,000GtCO₂という数字が本文にはっきりとないので、on the order of またはaround 2,000GtCO₂とすべき、と主張した。最終的には、この数字に脚注を付け、入手可能な文献をもとにした執筆者の専門的判断に基づく記述である旨説明することになった。また“---there is a technical potential of at least about 2,000GtCO₂---“と、経済的ではなく技術的ポテンシャルであることも明記した。このセクションでは、後ろに海洋貯留のポテンシャルを“could be up (後に“could be on the order of”となった) to thousands of GtCO₂---“とあったのを、ドイツが地中貯留と海洋貯留は保持期間(retention time)が異なるので比べられない、としたが、日本は保持期間については他のセクションで言及するのでここで議論する必要はない、とした。

1-5. CCSのリスク

海洋貯留のリスクについて、セクション23では海洋へのCO₂注入及び海底への液化CO₂の沈下による高いCO₂濃度が及ぼしうる環境への悪影響(mortality of ocean organisms)を述べており、これに関して、日本は、これはCO₂を注入する付近でしか起こらないということを明記すべきだと述べたが、チリ、マレーシア、中国は、海洋における影響はこれまでの研究からは分からない、とし、その旨明記されることとなった。日本の意見は通らなかった。

1-6. リークージ

○ 貯留されたCO₂のリークージについて、当初は地中貯留と海洋貯留の保持期間とその確率を同じセクションで記述していた。フランスは海洋貯留からのリークージがCCSの便益を損なう可能性がある旨強調すべき、と述べたが、US、日本、カナダなどは、地中貯留と海洋貯留は別々のセクションでそれぞれの保持期間に言及し、炭酸塩鉱物化(mineral carbonation)についても新たなセクションを設けるべき、と主張し、これが通った（セクション25, 26, 27）。

○ ベルギーは、海洋貯留からのリークージと地中貯留からのリークージを明確に区別することを提案し、ノルウェーとUSがこれを支持した。一方、日本は、CO₂を3,000メートルの深海に注入するなら500年後も85%の保持率が達成可能であることを強調し、海洋貯留と地中貯留の間の相似性を指摘した。この点につき非公式協議で話し合わせ、リークージの温暖化緩和策に関する含意(implication)の評価は、意思決定に使われる枠組みや保持率に関する情報に因る（“Assessments of the implications of leakage for climate change mitigation depend on the framework chosen for decision-making and on the information on the fractions retained for geological or ocean storage---.”）となった。

1-7. CO₂貯留実施における法規制上の問題

海洋へのCO₂の注入が国際法にあてはまるものかどうか公式な解釈は存在しないことを明記すべきとUSが提案し、その旨合意された（セクション30）。オランダは、越境地中貯留への言及を含めることを求めた。また、USは国連海洋法条約の適用は推論であるとして、言及を削除することを提案し、参加者はこれに同意した。また、日本はOSPAR条約は地域的な条約に過ぎない指摘し、OSPARとロンドン条約を詳細に述べるパラグラフは削除された。

1-8. CCSに関する知識のギャップについて

もともと知識のギャップのセクションはなかったが、オーストリアが強く主張した。ドイツ、ベルギーなどの支持を得て、CCSの一部の側面については、知識においてギャップがあり、知識や経験を増すことで、不確実性を削減し、意思決定を容易にすることを指摘する新しいセクションが追加された（セクション35）。

以上でSPMの承認が終了し、SPMの修正に伴うテクニカルサマリーと本文の軽微な修正も合意された。

V. IPCC 第24回全体会合議事内容：

9月26日（月）、IPCCパチャウリ議長が開会を宣言し、カナダのDion環境大臣、パチャウリ議長、UNEP事務局長Dr Klaus Töpfer、WMO事務次長Prof. Hong Yan、UNFCCC事務局長代理でHalldor Thorgeirsson氏が基調講演を行った後、議題が話し合われた。

1. IPCC 第 23 回全体会合（2005 年 4 月、エチオピア・アディスアベバ）のレポートの承認（Agenda Item2, Doc.3）

ドラフトレポートに対して軽微なコメントが事前にくつよせられたとパチャウリ議長が述べるのみで、異議なくすぐに承認された。

2. 2006 年—2008 年の IPCC 活動計画及び予算(Agenda Item3, Doc.4)

パチャウリ議長が IPCC の財政状況について、収益が期待よりはるかに低いことに懸念を示した。Financial Task Team（共同議長：フランス Gillet、中国 Chen）が結成され、全体会合の外で計 3 回集まり一部が改訂され、最終日の全体会合で報告があり承認された。

3. WG3 による SRCCS の SPM 承認(approve)及びテクニカルサマリー（TS）と本文の受諾(accept)について(Agenda Item4, Doc.2a, 2b)

全体会合の前週に開かれた WG3 の第 8 回会合において、SRCCS の SPM が承認（行ごとの承認）され、テクニカルサマリー、本文が受諾された。全体会合では SRCCS を担当した WG3 の、共同議長 Bert Metz（オランダ）と Ogunlade Davidson（シエラレオネ）がこの旨報告し、全体会合でこれを受諾した。

ここで議論となったのは、SRCCS のアウトリーチと、新たに特別報告書を作成するかどうかであった。

フランス、エジプト、チュニジア、ペルーは全ての国連公用語に翻訳された SRCCS の早期の発行を求めた。このほか、SRCCS のアウトリーチ活動の重要性については、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、オーストラリアも強調した。

ドイツ、ベルギー、スペイン、チリ、モロッコ、ベラルーシ等、計 10 カ国強は再生可能エネルギー及び省エネの特別報告書を作成することを提案した。ベルギーは最初にこの提案をしたドイツに対し、新しい特別報告書の案を公式な文書として提出するよう勧めた。一方、サウジアラビアは、AR4 で現在 IPCC の活動は手一杯であると指摘し、新たに特別報告書を作成するのは時間の関係上不可能だと反対した。UK も同様に新特別報告書には慎重で、新たに執筆するには現在 IPCC のすべきことに何があるかまず把握すべきであり、今の段階で新しく特別報告書の作成を決めるのは時期尚早とした。オランダ、フィンランド、エジプトも同様の意見を表明した。

最後にパチャウリ議長は現在の IPCC はフル稼働で新しい報告書を作成することは AR4 発行までは困難であると述べた。また、AR4 で技術についてはクロスカッティングテーマの一つであるので再生可能エネルギーや省エネはカバーされる、とした。なお、IPCC 事務局から SRCCS の国連公用語訳は COP/MOP1 までには発行したいとのことであった。

4. 各 WG および SYR、TGICA の進捗報告(Agenda Item5)

4-1. WG1（報告者：WG1 共同議長 Solomon(US)）(Doc.8)

AR4 の進捗状況については、今年 5 月に北京にて第 2 回 LA 会合が開かれ、現在第一次

ドラフト作成が終わり 600-700 名の査読者によってレビュー中、また、クロスカッティングテーマについての LA へのガイダンスについて不確実性に係るガイダンスノートは既に IPCC ホームページで公開している旨など報告。SROC (全文) は現在印刷中。

4-2. WG2 (報告者: WG2 共同議長 Canziani (アルゼンチン)) (Doc.14)

気候変動と水に関する技術報告書の発行について、当初は 2007 年発行としていたが 6 ヶ月の遅延を求めた。パチャウリ議長は、同技術報告書の発行を遅らせる方が入手可能な資料が万全になるので報告書の質を高めることにつながるとし、同要求を受け入れ、参加者もこれを支持し承認された。AR4 については、現在一次ドラフトのレビュー中。このほか、WG2 は地域レベルにおける資料のデータベースを開発中。

4-3. WG3 (報告者: WG3 共同議長 Metz) (Doc. 12)

「オゾン層と気候系の保護に関する特別報告書」(Special Report on Safeguarding the Ozone Layer and Global Climate System: SROC)の SPM・TS 版がハードコピーで発行済みで(会場でも配布されていた)、一方 SRCCS は年末までに発行したいとのこと。AR4 の進捗状況(一次ドラフトのレビュー中)のほか、2 月にフランスにて WG2 と WG3 の LA、CA、専門家が集まり開催された緩和、適応、持続可能な開発に関する専門家会合、6 月にオーストリアで開催された新排出シナリオに関するワークショップについて報告。第 3 回の執筆者会合が、2006 年 2 月に中国・北京で開催される予定。

4-4. 統合報告書(SYR)(報告者: パチャウリ議長)(Inf.2)

8 月にオランダで開かれた IPCC ビューロー会合での SYR に関する議論を報告し、同会合は非常に生産的であったと述べた。その中で、SYR 作成に時間の余裕を設けるため COP13 を 4 週間遅らせることの合意があったこと、UK から SYR の TSU(テクニカルサポートユニット)の申し出があったこと、SYR 作成に CHF634,000 の予算を計上していることを指摘した。

4-5. Task Group on Data and Scenario Support for Impact and Climate Analysis (TGICA) (報告者: 共同議長 Moss (US)) (Doc.5)

途上国、経済移行国において、データがないこと、人材に制限があることを指摘し、キャパシティビルディングをどう行っていくか具体案を提案した。参加者から TGICA のマンドートを逸脱するのではないかという危惧があがったが、TGICA はあくまで推進(facilitate)をし、ガイダンスを与えるのみで実施機関とは別であるとした。

5. National Greenhouse Gas Inventories Programme(NGGIP) (報告者: 平石共同議長) (Agenda Item6)

5-1. 2006 インベントリガイドライン(2006GL)と EFDB の進捗報告(Doc.13)

現在 2006GL は 2 次ドラフトの専門家レビュー中。来年 4 月の IPCC 全体会合で提出する予定。EFDB(Emission Factor Database)は 2006GL が策定されるにあたって非常に重要になる旨強調。

5-2. エアロゾルの扱いに関して(Doc.9, Inf.4)

IPCC21(2003年・オーストリア・ウィーン)にて2006GLのTerms of Referenceを策定したとき、エアロゾルは含まないとした。Appendixに入れるか入れないかで合意が得られず、エアロゾルの排出量推定に関する専門家会合を2005年に関することとなっており、今年5月にジュネーブで開催した。報告によると、同専門家会合ではエアロゾルに関する不確実性、分野別(エネルギー、産業及びその他排出源、土地利用)におけるエアロゾルのインベントリに関する議論が行われ、2007年に第2回の専門家会合(フォローアップ会合)を開催する旨提案している。

この報告を受けて、ドイツはエアロゾルに関してはまだ更なる研究が必要とし、インベントリの方向で動くのは時期尚早と述べ、従って提案にあるフォローアップ会合の目的は不明確であると指摘した。また、この内容はNGGIAよりWG1に近いのではないかと述べた。フランスもドイツに賛成した。WGI共同議長のSolomonは、WG1との重複を避けるべきであること、NGGIPの活動はNGGIPとIPCCのマンデート内であることを確認すべきであること、エアロゾルの排出量推定にはその方法論に不確実性があることを指摘した。ニュージーランドはこの段階で再び会合を開くのは尚早でありAR4完成まで待つべきとし、Solomonと同様、科学研究はIPCCのマンデートではないと強調した。オーストリアとハンガリーも同様の意見を述べた。中国も、エアロゾルに関する理解は不十分であり、研究が必要であること、現段階ではインベントリに含まれるべきでないとの考えを示した。UKは、エアロゾルによる地域的な気候、ローカルレベルの大気汚染、外部性などへの影響をどのように評価するか、ということに興味のある国は多いはずで、IPCCはすぐに何か具体的なことをする必要はないが、WG1とNGGIPの仲介をしていくべきだと述べた。また、今が時期尚早なのだとしたら、AR4の後どのように進んでいくべきか示すことが重要であるとした。アルゼンチン、USがこの意見に賛成した。エジプトは専門家会合のうち途上国の参加者が少なかったことを指摘し、将来の会合では途上国の参加者を増やす必要性を述べた。

平石氏はこれらのコメントを受け、NGGIPタスクフォースはエアロゾルのインベントリ方法論を開発しているのではない、IPCC21で2006GLはエアロゾルをカバーしないとされた、という点を明確にした。また研究のアレンジをしようというのではなく、自分たちのExpertiseで何ができるか把握しようとしている、ジュネーブの専門家会合では何をすべきか、できるかまで議論できなかったのが第2回目を提案している、と説明した。また、第2回目の会合についてはIPCCが開催を決めるまで待つとした。

パチャウリ議長は、まずAR4が完成し、エアロゾルに取り組む余裕ができるまで待ち、そこでこの分野で何ができるか考えることにするとし、NGGIPの提案の決定を保留した。

6. 新排出シナリオについて (Agenda Item7,Doc.11,Inf.1)

パチャウリ議長がAR4後の排出シナリオを新たに開発するという議題に関し、今年6月

にオーストリアで行われたワークショップ¹の報告をした。ワークショップでのコンセンサスとして、新シナリオに対する必要性が高まっていることのほか、新しいシナリオは社会経済的要因を反映すべきであること、IPCC の役割は自身が開発するというより、**facilitation** と **coordination** をするのみ ((b) 案)、と紹介した。また、Doc.11 にあるように、IPCC25 までの短期間のタスクグループを設立し (議長は WG3 共同議長とし、メンバーは 3 つの WG 共同議長と専門家、政策当事者 : **policy community**)、そこで **facilitation** と **coordination** の定義、排出シナリオの開発過程における成果物 (ユーザーニーズとシナリオの特徴を把握する)、スケジュールを議論することを提案した。

各国からは以下のような意見がでた。

- 新排出シナリオ策定における IPCC の役割について
 - ・ ハンガリーは **coordination** と **facilitation** に限定されるべきではないとした。ドイツ、デンマーク、グリーンピースは強い **coordination** と **facilitation** に期待しており、シナリオの比較ができるようにすべきとした。
 - ・ 議長案賛成の国々 : 日本、ベルギーは、もともとは (c) 案支持だったが、時間制約や、US の支持が得られないことを考慮し (b) で妥協とするとし議長案を支持。US、スイスも (b) 案の支持を表明。
- タイムラインをはっきりとさせるべきである。AR5 作成にとりかかる前にできるようにすべき。(日本、オーストリア、ニュージーランド、ハンガリー、ドイツ、スペイン、WG 1 Martin Manning)
- 全ての IPCC 作業は排出シナリオに依存する。社会経済的要因を反映させることで排出シナリオは現実的なものとなる。(ロシア) 社会経済的要因 (人口、経済成長など) を排出シナリオに入れる必要性はベルギー、グリーンピースも強調した。
- ラクセンブルクプロセスの継続となるよう、タスクグループのマンデートをはっきりさせておくべき。(US)
- 新排出シナリオ開発において途上国が関わっていかれるようにすべき。(エジプト、デンマーク、中国)
- 国レベルでの排出シナリオが必要。IPCC は特に途上国が独自の排出シナリオを開発できるようにするため、IPCC はガイドラインを策定すべき。(エジプト、チリ、スペイン)
- 途上国の排出シナリオ開発に資金援助を。(ケニア)
- 何百もの排出シナリオがあっても困るので、ユーザーの視点を考え、IPCC はアセ

¹ IPCC の役割として、以下の 3 つの選択肢について検討した。

(a) 特別な役割はない (発表された論文をレビューするだけ)。

(b) シナリオ作成の手順を示し、研究者が参加するワークショップの開催等を調整し、シナリオは各国の研究者が独自に作成する。IPCC はその結果を評価し、最適なシナリオを各国政府に対して推薦する。

(c) 排出シナリオに関する特別報告書 (SRES) のように、世界各国から研究者を募集して検討グループを結成し、新しいシナリオを作る。

メントを行い、representative scenarios を選び、ある程度数を絞らなければならない。(ニュージーランド、フランス、UK、スペイン、モロッコ)

- 最後は IPCC が評価してある程度の数に絞るべき。IPCC それ自身は排出シナリオを開発するべきではない。過去からの継続性(continuity)が必要。SRES 過程を損なうことのないよう。(UK)
- タスクグループのメンバー数について柔軟であるべき (15 名というのは、これに各 WG の共同議長を含めるとすると少なすぎる。増やすべきではないか)。(ニュージーランド、サウジアラビア、スペイン)
- 新排出シナリオの開発は AR4 の後に焦点を当てて取り組むべき (中国)
- 排出シナリオには地域的な特徴を入れるべき。(チリ、デンマーク、アルゼンチン、ケニア)
- TGICA をメンバーとして関わらせるのはどうか。(オーストリア、アルゼンチン)

これら議論を受け、WGIII 共同議長 Metz (シナリオ担当 WG) から以下のコメント：社会経済的要因を排出シナリオに入れる、途上国のかかわりの重要性というのはラクセンブルクでもあがった意見で重要だと認識している。(b) 案が好ましいとなったが、途上国の参加を必ずしも保証するものではないのでこの点どのように改善すべきか今後検討する。

最後に、パチャウリ議長が以下のようにまとめた：(タスクグループのメンバー数に関するコメントを受けて)タスクグループのメンバーはいろんな地域からの参加を保証することが大事。共同議長の参加は各 WG から 1 名とすることや、TGICA の参加も受け入れることも視野に検討する。緩和策を入れること、人口や経済成長といった社会経済的要因をもっと取り入れるべきというのもっともである。どのような coordination をするかという方法論についてタスクグループが IPCC25 で報告することとする。

7. IPCC ビューローとタスクフォースビューローの選挙規則・手続きについて (Agenda Item8, Doc.6)

選挙規則・手続きがこれまで明確でなかったことを受け、IPCC19 において次回の選挙の前までに選挙の規則と手続を定める案をパネルに提出し、採択する、と決定していた。この詳細はコンタクトグループ (共同議長：イギリス Warrilow 氏、ケニア Odingo 氏) において会議期間中何度も話し合いが持たれた。

プレナリーでは、27 日と 28 日に同コンタクトグループ共同議長が選挙規則・手続案を提示し、セッションごとに議論していった。

プレナリーにて主な議論となったのは以下の点である。

- (1) 27 日のプレナリーで、IPCC ビューローのメンバーの定義のところ、「人(person)」とするか、「国(country)」とするかが議論となった。("Bureau member" refers to any person that holds one of the posts in the IPCC Bureau.") これまでの調整を元

に提出されていた共同議長の場合は「人」となっていた。ハンガリー、カナダ、ベルギー、オランダ、スロベニアは「人」を支持、ロシア、スイスは「国」を支持。特にロシアは、IPCC は政府間の組織であるので、個人はその個人の政府に裏づけされなければならないと強く主張し、最終案では **person** にとどめることとなったが、この強固な見解が後々この議題の行方を左右することになった。

(2) 同じく 27 日、IPCC ビューローとタスクフォースビューローの構成（ポジションとその人数、どの地域から何人選ばれるか）を規定する Annex C に本文で言及するかしないかで議論となった。提出案では言及していた。スイス、ハンガリー、カナダ、ニュージーランド、スペイン、ケニアはビューローの構成には柔軟性が必要であると反対した。中国は Annex C への言及は重要であると、賛成した。最終案では Annex C はそのまま Annex B となり、IPCC ビューローの定義では言及が残り、タスクフォースビューローの定義では削除された。

(3) コンタクトグループによる調整の後、28 日に提示された最終案では、ビューローメンバーの推薦を規定する規則 20 (Rule 20) が大きな議論を呼んだ。この案では候補者を推薦する国が候補者の国籍のある国でなければならない、という言及はされておらず、ロシアと中国が強く反対した。パチャウリ議長は、この最終案は、多くの国が参加し、また、参加に制限のないコンタクトグループで合意されたものであり、今更修正を求めるのはきわめて好ましくない、と非難したが、両国はどうしても譲らず、プレナリーを 20 分中断して、関係国がその場で集まって再度協議した。

プレナリー再開後、Warrilow 共同議長が以下の妥協案を提示した： **Should a member of the IPCC nominate a person who is not a national of that member country, the endorsement of nominee's government shall be sought.**

中国はこれで妥協、ロシアは **shall be sought** を **shall be obtained** にするよう強く主張、モルドバ、サウジアラビアも同調し、協議は決裂した。結局 20 条以外の全文に合意し、次回会合で 20 条のみについて調整し合意を得られた時点でこの規則・手続を採択する、ということになった。

8. アウトリーチ活動 (Agenda Item 9 Doc.7, Inf.3)

27日に事務局がアウトリーチ活動 (IPCC ウェブサイトの運営やCD-ROM の配布、UNFCCC 等関連会合でのイベント等IPCC の活動をより多くの人々に理解してもらうための活動) の進捗状況を報告 (Doc.7参照) し、議論が行われた。28日はコンタクトグループでの協議もあり、その後、プレナリーで再び議論がなされた。議論の主な論点は以下のとおり。

(1) アウトリーチ活動のあり方と戦略について

AR4 のアウトリーチを目的とする IPCC としてのコミュニケーション戦略をどのよう

に打ち立てていくかが議論になった。今後この点に関して、まず、今回の外部のコンサルティング会社に委託してまとめた報告書 (Inf.3) のフィードバックを各国政府からまとめようということになった。さらに、タスクグループ (共同議長: カナダ Stone、スロベニア Kajfez-Bogotaj) のメンバー (日本、UK、US、オランダ、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、バングラディッシュ、中国など。基本的に自由参加) は E メールを使って意見交換を行い、事務局にインプットすることとした。現在事務局のキャパシティに限界があるため、新たにコミュニケーションの専門家を雇うことにした。まず 1 年の契約とし、更に 1 年契約を伸ばし AR4 のアウトリーチ活動に関わることも視野にいれ、予算は 2008 年までを計上することとした。

(2) IPCC 報告書の途上国への普及の促進と重要性

オランダ、エジプト、ウガンダ、ナイジェリア、パキスタンなどは、途上国でのアウトリーチ活動の促進の必要性を強調し、電子媒体でなくハードコピーでの配布の強化を求めた。

(3) AR4 及び 2 つの SR(SROC、SRCCS) の発行について

AR4 の完成後、速やかに他の国連公用語に翻訳するべき、との意見が中国、フランスから出た。その他、US、スイス、アルゼンチンは、行き過ぎるアウトリーチ活動を懸念した。特に US は、何百人もいる専門家査読者に無料で IPCC の報告書を配布するのはコストがかかりすぎる、と非難した (事務局の報告書 (Doc.7) に、IPCC 発行の報告書の無料配布先リストに専門家査読者が入っている)。

9. 手続き関連 (Agenda Item10 Doc.10)

オブザーバーとして IPCC 全体会合の傍聴を希望する団体をどう審査するか、事務局提案の方針とプロセスを議論した。審査方法としては、審査項目 (組織の明確な定款、非営利機関であることの証明、IPCC との関係を示す活動記録など) を事務局およびビューロー (議長団) がスクリーニングを行った後、プレナリーで承認するというものであった。中国はオブザーバーが多すぎると IPCC の会合の効率性が損なわれる恐れがあると述べ、IPCC の原則に則って方針・プロセスを固めるべく、コンタクトグループの設立を求めた。ハンガリー、US、オーストリア、スイス、ザンビアは IPCC の透明性を確保するためにオブザーバーの存在は意義があるとし、また、わざわざタスクグループを設立する必要はないとした。そのほか、オランダは今回の案に追加したいことがあるので書面で提出したい、と述べ、スワジランドもこれに賛同、方針を策定するに当たり、各国政府が事務局に意見を書面で求めるのはどうか、と提案した。これを受けてパチャウリ議長は、ここでの議論及び各国からの意見をもとに事務局が方針案を推敲し、次回会合での承認を目指すとした。

10. 次回 (第 25 回) IPCC 全体会合

2006 年 4 月 26 から 28 日にモーリシャスまたはその 1 週間後にケニア・ナイロビで開催

される予定。詳細は決定次第 IPCC のホームページで発表される。

VI. 所感

- WG 3 会合： 将来の温室効果ガス削減のオプションとして、非常に大きな役割を果たすことが期待される「二酸化炭素の回収と貯留（CCS）」について、初めて総合的な評価が行われたことは大変意義があったと思われる。IPCC は新しい研究を行うのではなく、公表・査読された文献に基づいて評価を行うこととなっているが、海洋貯留に関する文献が十分に存在しないことや海洋貯留を強く推進したい国が日本と韓国のみであり他国からのサポートが得られなかったため、海洋貯留に関する日本の主張が十分に反映されなかったのは残念であった。しかしながら、CCS の技術として海洋貯留が位置づけられたことから、様々な課題があるとは言え研究を進めて行く上での国際的な一種のお墨付きを頂いたということで、これからの実用化に向けての研究の進展を期待したい。
- IPCC24 全体会合： 今回長年の懸案であった IPCC の選挙規則が、会議中の何度にも及ぶコンタクトグループでの議論でようやく決着したかと思われたが、候補者が国籍のある国以外から推薦された場合に関する規則について、閉会前のプレナリーでロシア、サウジアラビア、モルトバが強固に反対し、合意できなかった。コンタクトグループで合意された内容を覆すのはルール違反ではないのか、また、ロシアの発言は国というより個人的意見らしいということからもその発言内容をどこまで考慮すべきかなど、国際交渉の複雑さや奇怪さ、難しさを痛感した。国際交渉において国としての意見・見解が基本的に統一されているのがあたりまえだと思っている私にとって、なかなか理解し難いものであった。（角野）
- IPCC の会合には初めての参加であった。科学的、客観的な評価をする機関、というイメージが強かったが、実際の SPM 承認の攻防を見て、まさに「国際交渉」だと実感した。ヨーロッパの何カ国は猛烈に海洋貯留に反対していたが、国としての見解、国益に関わる、というより、参加者個人の意見に近いものもあったと思う。この点は全体会合におけるいくつかの議論でも当てはまったと思う。特にロシアの代表は最後まで妥協せず、何度も札を上げ意見を押し通し、参加者の間ではため息が聞こえてきそうな雰囲気もあった。また、選挙規則、アウトリーチ活動といった事務手続きの事項において、日本政府の担当者はこれまであまり関心をもって積極的に議論に参加していなか

ったようだが、(特にアウトリーチ活動に関するタスクグループにおいては、
コアメンバーとして指名されたこともあり) 今後は方針を決めていくよう
である。(信岡)

以上